

令和八年度後期特定計量器定期検査日程

皮革面積計	非自動計量器は五年度施行 令（計量法）第三十五号 政令（平量器）第九号 第十号の二に掲げられたるもの及びおのり銅除け																	特定対象計と量る器
	令和八年九月二日（水）	令和八年九月三日（木）	令和八年九月四日（金）	令和八年九月七日（月）	令和八年九月九日（水）	令和八年九月十日（木）	令和八年九月十一日（金）	令和八年九月十五日（火）	令和八年九月十六日（水）	令和八年九月十七日（木）	令和八年九月二十五日（金）	令和八年九月二十八日（月）	令和八年十月一日（木）	令和八年十月二日（金）	令和八年十月三十一日（月）	令和八年十一月一日（火）	令和八年十一月二日（水）	検査年月日
	午前九時から午後三時まで	同	同	同	午前十時半から正午まで	同	午前十時半から午後二時まで	同	午前十時半から午後三時まで	同	午前十時半から午後三時まで	同	午前十時から午後三時まで	午後一時半から午後三時まで	午前九時から午後四時まで	同	午前九時から午後三時まで	検査時間
	北杜市役所長坂総合支所	同	同	同	上野原市役所秋山支所	水源の郷やまゆりセンター	山中湖村役場	西桂町まちづくり交流センター	忍草コミュニティセンター	鳴沢村	富士河口湖町役場本庁舎1階コン	同	市川三郷町役場本庁舎	市川三郷町役場六郷出張所	市川三郷町役場六郷出張所	合衆工業株式会社（平量器）	須玉ふれあい館	検査会場
	山梨県計量協定会	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	実施機関

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。